

市民1人当たりの金額で表すと

支出額 38万5,112円

民生費	総務費	教育費	衛生費	土木費	公債費	その他
						
19万529円	4万9,896円	4万4,571円	3万1,856円	2万8,132円	2万2,350円	1万7,778円

市税負担額 14万9,326円

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	事業所税	都市計画税
					
7万3,477円	5万7,258円	1,638円	7,171円	2,409円	7,373円

令和6年度の主な事業

大綱1 市民、人権、行財政運営

- ◎大袋地区センター・公民館整備事業……………7億1,659万円
- ◎(仮称)多文化共生推進センター整備事業……………1,537万円
- ・総合行政情報化推進事業……………3,285万円

大綱2 保健、医療、子育て、福祉

- ・医療サービスの充実(病院事業支出金)……………18億円
- ・感染症対策事業……………2,354万円
- ・精神保健支援事業……………139万円
- ◎子育て支援事業……………5,268万円
- ◎こども医療給付費……………17億5,204万円
- ・地域生活支援拠点事業……………1億2,309万円
- ・児童手当給付費……………54億2,813万円
- ・生活保護扶助費……………82億288万円
- ・介護保険会計繰出金……………40億6,996万円
- ・国民健康保険会計繰出金……………28億2,457万円
- ・後期高齢者医療会計繰出金……………9億3,949万円

大綱3 都市計画、都市施設、住宅

- ・良好な市街地の整備
(東越谷、西大袋土地区画整理会計繰出金)……………7億2,600万円
- ・道路の整備
(越谷吉川線、川柳大成町線、一般市道等)……………8億9,085万円
- ・公共交通事業……………1,507万円
- ・身近な公園の整備……………2億2,826万円
- ・公共下水道事業支出金……………17億6,900万円

特別会計決算

会計	歳入決算	歳出決算
①国民健康保険	295億1,790万円	285億9,062万円
②後期高齢者医療	53億4,985万円	53億196万円
③介護保険	274億42万円	260億8,954万円
④母子父子寡婦福祉資金貸付金	7,230万円	1,476万円
⑤東越谷土地区画整理事業	1億6,048万円	2,508万円
⑥西大袋土地区画整理事業	25億2,981万円	19億1,711万円
⑦公共用地先行取得事業	3億765万円	3億765万円
合計	653億3,841万円	622億4,672万円

*表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります

令和6年度の歳出がどのような事業に使われたのかを、第5次総合振興計画の施策の大綱に沿って紹介します(令和6年度の事業別決算額であり、1万円未満は適宜四捨五入しています)。

前年度からの繰越事業を含みます ◎…新規事業、特に力を入れた事業

大綱4 環境、危機管理、消防

- ◎災害予防対策事業……………7,851万円
- ・東埼玉資源環境組合負担金事業……………16億5,475万円
- ◎消防指令業務共同運用事業……………2,190万円

大綱5 産業・雇用、観光

- ◎創業者育成支援事業……………1,203万円
- ◎シティブロモーション推進事業……………1,792万円
- ・都市農業推進支援事業……………4,529万円
- ◎ふるさと納税推進事業……………9,360万円

大綱6 教育、生涯学習・文化、スポーツ・レクリエーション

- ◎小中一貫校整備事業……………3,262万円
- ・小中学校の運営……………4億2,590万円
- ・学校教育推進事業……………2,893万円
- ・小中学校の施設管理……………29億63万円
- ◎屋内運動場等空調設備設置事業……………23億405万円
- ・図書整備事業……………4,747万円
- ・コミュニティセンター管理事業……………6億3,615万円

物価高騰対策関連経費

- ・42億8,351万円
- *詳しくは市ホームページを参照

令和6年度

寄附の状況

市内外の方からご寄附をいただきました。ありがとうございます。
これらの寄附金は、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりや、地方創生に関連する事業に活用しました。

●寄附件数 3,256件(市内94件、市外3,162件)

●寄附金額 2億8,823万8,740円(市内5,513万130円、市外2億3,310万8,610円)

*寄附金の受け付け状況について、詳しくは市ホームページを参照

問寄附の公表について…財政課☎963-9115、税制上の優遇措置について…市民税課☎963-9144、個人または団体からの寄附について…経済振興課☎967-4680、企業版ふるさと納税について…経済振興課☎967-4680

個人、団体、企業からの寄附を受け付けています。個人の方や、市外に本社を置く企業の皆様が生に寄附をした場合、「ふるさと納税(企業版ふるさと納税)」として税控除の適用が受けられます。

寄附の種類		内容
指定寄附	越谷しらこばと基金	市民活動への助成事業と越谷市総合振興計画の6つの施策分野から、応援したい事業を指定する寄附
	使途を指定する寄附	事業や施設等、使途を具体的に指定する寄附 *自治体版クラウドファンディングを含む
	企業版ふるさと納税	地方創生に関連する事業への活用のため、市外に本社を置く企業の皆様から募集する寄附
一般寄附		使途を指定せず、市政全般に活用する寄附